

北海道告示第10565号

北海道が令和6年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

また、次の表の左欄に掲げる事務又は事業に係る補助金等の交付の決定、補助金等の額の確定その他補助金等の交付に関する権限は、それぞれ同表の補助金等の交付に関する権限の委任欄に掲げる職にある者に委任する。

令和6年4月1日

北海道知事 鈴木 直道

(保健福祉部所管分 その2)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
<p>1 医学生等地域医療体験実習支援事業</p> <p>本道の地域医療に興味を有する道内医育大学の医学生等を対象に、地域医療に従事する医師や関係者、地域住民等との意見交換や交流などの学外実習の実施により、地域医療に対する理解と意欲を高め、将来の地域勤務の促進を図ることを目的として、予算の範囲内で補助する。</p>	道内医育大学	<p>本道の地域医療に興味を有する道内医育大学の医学生や看護学生などを対象に行う、地域医療に従事する医師や関係者、地域住民等との意見交換や交流などの学外実習や学外実習結果の発表などを通じて医学生等の地域医療の理解と意欲を高めることに資すると認められる事業を実施するために必要な次に掲げる経費</p> <p>(1) 賃金 (2) 報償費(謝金) (3) 旅費 (4) 需用費(印刷製本費、消耗品費) (5) 役務費 (6) 使用料及び賃借料</p>	<p>10分の10以内</p> <p>(寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 地域医療推進局地域医療課</p>		
<p>2 臨床研修医研修・交流事業</p> <p>道内の初期臨床研修医を対象とした研修・交流会を開催し、初期臨床研修医の育成、質的向上を図るとともに、道内の臨</p>	一般社団法人北海道医師会	<p>事業を実施するために必要な次に掲げる経費</p> <p>(1) 報償費(謝金) (2) 旅費 (3) 需用費(食糧費を除く。) (4) 役務費 (5) 使用料及び賃借料</p>	<p>10分の10以内</p> <p>(寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当た</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 地域医療推進局地域医療課</p>		

<p>床研修医・指導医等のネットワークを構築することにより、道内における医師の就業と定着を推進することを目的として、予算の範囲内で補助する。</p>			<p>り、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）</p>					
<p>3 総合診療専門医活動支援事業 総合診療専門医を取得した医師に対し、地域での活動を支援し、道内定着に向けた体制整備を推進することを目的として、予算の範囲内で補助する</p>	<p>総合診療専門医が勤務する医療機関で、指導的立場の医師により当該専門医を指導医として養成することが可能な施設。</p>	<p>総合診療専門医を取得した医師を指導医として養成する研修等を実施するために必要な次に掲げる経費 (1) 指導医経費 指導医に係る報償費（謝金）、人件費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費又は法定福利費等をいう。）又は手当、賃金、旅費、需用費（食糧費を除く。）、役務費、使用料及び賃借料、委託料（上記経費に該当するもの） (2) 研修管理経費 報償費（謝金）、旅費、需用費（食糧費を除く。）、役務費、使用料及び賃借料、委託料（上記経費に該当するもの） (3) 地域研修経費 報償費（謝金）、旅費、需用費（食糧費を除く。）、役務費、使用料及び賃借料、委託料（上記経費に該当するもの）</p>	<p>10分の10以内 （寄附金その他の収入金があるときは、補助金の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 地域医療推進局 地域医療課</p>		
<p>4 歯科保健対策推進事業 一般住民への8020運動等の普及啓発及び保健指導者の歯科保健の知識や技術の向上を図ることを目的として予算の範囲内において交付する。</p>	<p>一般社団法人北海道歯科医師会</p>	<p>一般社団法人北海道歯科医師会が行う歯科保健対策推進事業に要する経費のうち次に掲げるもので知事が必要かつ適当と認めるもの (1) 8020運動を促進するための普及啓発事業に要する経費 (2) 保健関係指導者歯科研修会に要</p>	<p>10分の10以内</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の14号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の29号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 健康安全局 地域保健課</p>		

		する経費 (3) 「北海道歯科保健医療推進計画」 策定PR及びその普及等に要する経費						
5 北海道老人福祉施設等 整備事業（非常用自家発 電設備等） 平成18年5月29日老発 第0529001号厚生労働省 老健局長通知の別紙「地 域介護・福祉空間整備等 施設整備交付金実施要綱 」第3により、災害発生 時に自力で避難すること が困難な者が多く利用す る高齢者施設等の防災・ 減災対策及び新型コロナ ウイルスは高齢者が重症 化する危険性が高い特性 があることからその感染 拡大防止対策を推進し、 利用者の安全・安心を確 保するために、北海道が 作成した防災・減災等事 業整備計画に基づく事業 の実施に要する経費に対 し、予算の範囲内におい て補助をする。		次に掲げる経費については補助の 対象としない。 (1) 土地の買収又は整地に要する費 用 (2) 職員の宿舎、車庫又は倉庫の建 設に要する費用 (3) その他施設等整備事業として適 当とは認められない費用		保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第3号様式 別に指示する様式	保福第1の2号様式 保福第1の31号様式 保福第4号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示す る日 提出先 総合振興局 又は振興局 の保健環境 部	総合振興局長 又は振興局長	
(1) 既存の高齢者施設等 のスプリンクラー設備 等整備事業		防災・減災等事業整備計画に基づ く既存の高齢者施設等におけるスプ リンクラー設備等の整備(施設の整 備と一体的に整備されるものであ って知事が必要と認めた整備を含む。) に必要な工事費又は工事請負費及び 工事事務費(工事施工のため直接必 要な事務に要する費用であって、旅	10分の10以内 (寄附金その 他の収入金 があるときは、 補助金等の額 の算定に当た り、当該寄附					

		<p>費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)</p> <p>ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>	<p>金その他の収入金の控除等を行う。)</p>						
ア 老人福祉法第15条第5項の規定により設置する軽費老人ホーム(ケアハウス、A型及びB型であって、定員30名以上かつ1,000㎡未満の施設に限る。)に係るスプリンクラー設備等整備事業	<p>市町村(札幌市、旭川市及び函館市を除く。以下同じ。)、社会福祉法人、その他知事が認めた者</p>								
イ 介護保険法第107条第1項の規定により開設した介護医療院(定員30名以上かつ3,000㎡未満の施設に限る。)に係るスプリンクラー設備等整備事業	<p>市町村、社会福祉法人、医療法人、その他知事が認めた者</p>								
ウ 老人福祉法第29条第1項の規定により設置する有料老人ホーム(定員30名以上かつ1,000㎡未満の施設に限る。)に係るスプリンクラー設備等整備事業	<p>市町村、社会福祉法人、その他知事が認めた者</p>								
エ 老人福祉法第5条	<p>市町村、社会</p>								

<p>の2第31項の規定により設置する通所介護事業所（定員19名以上の宿泊を伴う1,000㎡未満の施設のうち、知事が特に必要と認めた場合に限る。）に係るスプリンクラー設備等整備事業</p>	<p>福祉法人、その他知事が認めた者</p>							
<p>(2) 社会福祉連携推進法人等による高齢者施設等の防災改修等支援事業</p>	<p>令和2年6月に公布された「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」に基づき、令和4年4月から施行された社会福祉連携推進法人制度による社会福祉連携推進法人の会員の施設等又は令和4年4月以降に法人間合併を行った法人内の施設等に限る。</p>	<p>防災・減災等事業整備計画に基づく社会福祉法人等における防災改修等支援事業（施設の整備と一体的に整備されるものであって知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>	<p>4分の3以内</p> <p>（寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）</p>					
<p>ア 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第15条第3項及び第4項の規定により設置する特別養護老人ホーム(定員30名以上のものに限る。)に係る防災改修等支援事業</p>	<p>市町村(札幌市、旭川市及び函館市を除く。以下同じ。)、社会福祉法人</p>							
<p>イ 老人福祉法第15条</p>	<p>市町村、社会福</p>							

第3項及び第4項の規定により設置する養護老人ホーム(定員30名以上のものに限る。)に係る防災改修等支援事業	社法人							
ウ 老人福祉法第15条第5項の規定により設置する軽費老人ホーム(ケアハウス、A型及びB型であって、定員30名以上のものに限る。)に係る防災改修等支援事業	市町村、社会福祉法人、その他知事が認めた者							
エ 介護保険法(平成9年法律第123号)第94条第1項の規定により開設した介護老人保健施設(定員30名以上のものに限る。)に係る防災改修等支援事業	市町村、社会福祉法人、医療法人、その他知事が認めた者							
オ 介護保険法第107条第1項の規定により開設した介護医療院(定員30名以上のものに限る。)に係る防災改修等支援事業	市町村、社会福祉法人、医療法人、その他知事が認めた者							
(3) 高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業		防災・減災等事業整備計画に基づく高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業(施設の整備と一体的に整備されるものであって知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設	4分の3以内 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収					

<p>条第1項の規定により開設した介護老人保健施設(定員30名以上のものに限る。)に係る非常用自家発電設備整備事業</p>	<p>法人、その他知事が認めた者</p>							
<p>オ 介護保険法第107条第1項の規定により開設した介護医療院(定員30名以上のものに限る。)に係る非常用自家発電設備整備事業</p>	<p>市町村、社会福祉法人、医療法人、その他知事が認めた者</p>							
<p>(4) 高齢者施設等の水害対策強化事業</p>		<p>防災・減災等事業整備計画に基づく高齢者施設等の水害対策強化事業(施設の整備と一体的に整備されるものであって知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。) ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>	<p>4分の3以内 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)</p>					
<p>ア 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第15条第3項及び第4項の規定により設置する特別養護老人ホーム(定員30名以上のものに限</p>	<p>市町村(札幌市、旭川市及び函館市を除く。以下同じ。)、社会福祉法人</p>							

	る。)に係る水害対策強化事業								
イ	老人福祉法第15条第3項及び第4項の規定により設置する養護老人ホーム(定員30名以上のものに限る。)に係る水害対策強化事業	市町村、社会福祉法人							
ウ	老人福祉法第15条第5項の規定により設置する軽費老人ホーム(ケアハウス、A型及びB型であって、定員30名以上のものに限る。)に係る水害対策強化事業	市町村、社会福祉法人、その他知事が認めた者							
エ	介護保険法(平成9年法律第123号)第94条第1項の規定により開設した介護老人保健施設(定員30名以上のものに限る。)に係る水害対策強化事業	市町村、社会福祉法人、医療法人、その他知事が認めた者							
オ	介護保険法第107条第1項の規定により開設した介護医療院(定員30名以上のものに限る。)に係る水害対策強化事業	市町村、社会福祉法人、医療法人、その他知事が認めた者							
(5)	高齢者施設等の給水設備整備事業		防災・減災等事業整備計画に基づく高齢者施設等の給水設備整備事業(施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施	4分の3以内 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額					

		工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。) ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)						
ア 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第15条第3項及び第4項の規定により設置する特別養護老人ホーム(定員30名以上のものに限る。)に係る給水設備整備事業	市町村(札幌市、旭川市及び函館市を除く。以下同じ。)、社会福祉法人								
イ 老人福祉法第15条第3項及び第4項の規定により設置する養護老人ホーム(定員30名以上のものに限る。)に係る給水設備整備事業	市町村、社会福祉法人								
ウ 老人福祉法第15条第5項の規定により設置する軽費老人ホーム(ケアハウス、A型及びB型であって、定員30名以上のものに限る。)に係る給水設備整備事業	市町村、社会福祉法人、その他知事が認めた者								
エ 介護保険法(平成9年法律第123号)第94	市町村、社会福祉法人、医療								

<p>条第1項の規定により開設した介護老人保健施設(定員30名以上のものに限る。)に係る給水設備整備事業</p>	<p>法人、その他知事が認めた者</p>							
<p>オ 介護保険法第107条第1項の規定により開設した介護医療院(定員30名以上のものに限る。)に係る給水設備整備事業</p>	<p>市町村、社会福祉法人、医療法人、その他知事が認めた者</p>							
<p>(6) 高齢者施設等の防犯対策及び安全対策を強化するために必要な経費を支援する事業</p>		<p>防災・減災等事業整備計画に基づく高齢者施設等の防犯対策及び安全対策強化事業(施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。) ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>	<p>4分の3以内 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)</p>					
<p>ア 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第15条第3項及び第4項の規定により設置する特別養護老人ホーム(定員30名以上のものに限る。)及び併設される老人短期入</p>	<p>市町村(札幌市、旭川市及び函館市を除く。以下同じ。)、社会福祉法人</p>							

所施設（利用定員に関わらない）に係る防犯対策及び安全対策強化事業								
イ 上記以外の老人短期入所施設に係る防犯対策及び安全対策強化事業	市町村、社会福祉法人、その他知事が認めた者							
ウ 老人福祉法第15条第5項の規定により設置する軽費老人ホーム(ケアハウス、A型及びB型であって、定員30名以上のものに限る。)に係る防犯対策及び安全対策強化事業	市町村、社会福祉法人、その他知事が認めた者							
エ 介護保険法(平成9年法律第123号)第94条第1項の規定により開設した介護老人保健施設(定員30名以上のものに限る。)に係る防犯対策及び安全対策強化事業	市町村、社会福祉法人、医療法人、その他知事が認めた者							
オ 介護保険法第107条第1項の規定により開設した介護医療院(定員30名以上のものに限る。)に係る防犯対策及び安全対策強化事業	市町村、社会福祉法人、医療法人、その他知事が認めた者							
カ 老人福祉法第29条第1項の規定により設置する有料老人ホーム(定員30名以上のものに限る。)に係る	市町村、社会福祉法人、その他知事が認めた者							

	防犯対策及び安全対策強化事業								
キ	老人福祉法第5条の2第31項の規定により設置する通所介護事業所に係る防犯対策及び安全対策強化事業	市町村、社会福祉法人、その他知事が認めた者							
ク	老人福祉法第15条第5項の規定により設置する老人福祉センター（老人福祉施設付設作業所を含む。）に係る防犯対策及び安全対策強化事業	市町村、社会福祉法人、その他知事が認めた者							
ケ	老人福祉法第20条の7の2の規定により設置する老人介護支援センターに係る防犯対策及び安全対策強化事業	市町村、社会福祉法人、その他知事が認めた者							
コ	在宅複合型施設に係る防犯対策及び安全対策強化事業	市町村、社会福祉法人、その他知事が認めた者							
(7)	高齢者施設等における換気設備の設置に係る経費支援事業		防災・減災等事業整備計画に基づく高齢者施設等における換気設備の設置に係る経費支援事業（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であつて、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をい	10分の10以内					
			い、その額は、工事費又は工事請負	（寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）					

		費の2.6%に相当する額を限度額とする。) ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。							
ア 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第15条第3項及び第4項の規定により設置する特別養護老人ホーム(定員30名以上のものに限る。)及び併設される老人短期入所施設(利用定員に関わらない)に係る換気設備の設置経費支援事業	市町村(札幌市、旭川市及び函館市を除く。以下同じ。)、社会福祉法人								
イ 上記以外の老人短期入所施設に係る換気設備の設置経費支援事業	市町村、社会福祉法人、その他知事が認めた者								
ウ 老人福祉法第15条第2項の規定により設置する老人短期入所施設(特別養護老人ホームに併設されるものを除き、定員30名以上のものに限る。)に係る換気設備の設置経費支援事業	市町村、社会福祉法人、その他知事が認めた者								
エ 老人福祉法第15条第3項及び第4項の規定により設置する養護老人ホーム(定員	市町村、社会福祉法人								

	30名以上のものに限る。)に係る換気設備の設置経費支援事業								
オ	老人福祉法第15条第5項の規定により設置する軽費老人ホーム(ケアハウス、A型及びB型であって、定員30名以上のものに限る。)に係る換気設備の設置経費支援事業	市町村、社会福祉法人、その他知事が認めた者							
カ	介護保険法(平成9年法律第123号)第94条第1項の規定により開設した介護老人保健施設(定員30名以上のものに限る。)に係る換気設備の設置経費支援事業	市町村、社会福祉法人、医療法人、その他知事が認めた者							
キ	介護保険法第107条第1項の規定により開設した介護医療院(定員30名以上のものに限る。)に係る換気設備の設置経費支援事業	市町村、社会福祉法人、医療法人、その他知事が認めた者							
ク	老人福祉法第29条第1項の規定により設置する有料老人ホーム(定員30名以上のものに限る。)に係る換気設備の設置経費支援事業	市町村、社会福祉法人、その他知事が認めた者							

5	福祉系高校修学資金等貸付事業費補助金	社会福祉法人北海道社会福祉協議会	福祉系高校修学資金等貸付事業を実施するために必要な貸付原資等の経費	定額	保福第1の2号様式 保福第1の16号様式	保福第1の2号様式 保福第1の30号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示す		
---	--------------------	------------------	-----------------------------------	----	-------------------------	-------------------------	-----------------------	--	--

<p>福祉系高校に在学し、道内の社会福祉施設等で介護等の業務に従事しようとする者に修学資金を貸付し、修学を容易にすることにより、道内における介護人材の養成確保を図る。</p> <p>他業種で働いていた者等に 対し、介護分野における介護職員として就職する際に必要となる就職準備金を貸付し、迅速に新たな人材を確保することを目的とする。</p>	<p>会</p>			<p>保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式</p>	<p>保福第1の31号様式</p>	<p>提出先 保健福祉部 福祉局高齢者保健福祉課</p>	<p>る日</p>	
<p>6 介護関係職員医療連携支援事業</p> <p>医療的ケアが必要な高齢者の増加に対応するため、介護関係職員が医療に関する知識を深めるための研修等を実施することにより、介護関係職員や地域のケアの質の向上を図るとともに、医療関係者との連携を促進することを目的として、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>次の介護サービス施設及び事業所とする。</p> <p>訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、短期入所生活介護、特定施設入居者生活介護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型</p>	<p>当該事業の実施に必要な報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、郵送料、手数料）、使用料及び賃借料</p>	<p>10分の10以内（寄付金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）</p>	<p>保福第1の3号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式</p>	<p>保福第1の3号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 福祉局高齢者保健福祉課</p>		

	居宅介護、介護老人福祉施設							
7 介護従事者確保総合推進事業 福祉介護人材の安定的な確保を図るため、予算の範囲内で補助する。						提出部数 1部 提出期限 別に指示する日		
(1) 介護のしごと魅力アップ推進事業	介護福祉士養成施設、社会福祉士養成施設、精神保健福祉士養成施設を設置する者、市町村、その他知事が適当と認める団体	当該事業に必要な経費（報酬、給料、職員手当、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費（会食に係る経費を除く。）、印刷製本費、修繕費）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、負担金）	10分の10以内 （寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）	保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 保福第262号様式 別に指示する様式	保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保福第262号様式 別に指示する様式	提出先 保健福祉部 福祉局高齢者保健福祉課		
(2) キャリアパス支援等研修事業			10分の10以内 （寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）			提出先 総合振興局 又は振興局の保健環境部社会福祉課（札幌市内に所在する施設等は保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課）	総合振興局 又は振興局長（札幌市内に所在する移設等に交付する補助金等の場合を除く。）	
① キャリアパス支援研修事業	介護福祉士養成施設、社会福祉士養成施設、精神保	当該事業に必要な経費（報酬、給料、職員手当、共済費、賃金、報償費、旅		保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式	保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保福第263号様式			

健福祉士養成施設を設置する者、市町村、福祉・介護に係る事業者団体及び職能団体、ユニット（福祉・介護サービスに係る5以上の施設、事業所から構成され、一定の要件（a）利用者の定員規模が、施設サービスで50人以下の施設、在宅サービスで20人以下の事業所。b 運営している施設、事業所の種類、数が単一である法人の施設、事業所。ただし、訪問介護事業所やデイサービスセンターなどの事業所（定員20人以下）が併設されている施設は対象。c 少額の繰越金のみ所有しており、経営基盤が脆弱な施設、事業所。）を満たす施設、事業所が過半数に達すると知事が認めるもの並びに5以上の介護福祉士養成施設、社会福祉士養成施設及び精神

費（会食に係る経費を除く。）、印刷製本費、修繕費）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、負担金）

保福第1の32号様式 別に指示する様式
保福第263号様式
別に指示する様式

	保健福祉士養成施設から構成されるもの) その他知事が適当と認める団体							
② 実務者研修等支援事業	福祉・介護サービス事業者、その他知事が適当と認める団体	当該事業に必要な経費(報酬、給料、職員手当、共済費、賃金、役務費(手数料)、委託料)		保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 保福第263-2号様式 別に指示する様式	保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保福第263-2号様式 別に指示する様式			
(3) 介護未経験者に対する研修支援事業 (介護技能習得支援事業)	介護職員初任者研修及び生活援助従事者研修指定事業者(一般受講者の受入をしている事業者に限る。)	受講料の減免に要した経費(受講料の減免額)	10分の10以内 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)	保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 保福第415号様式 別に指示する様式	保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保福第415号様式 保福第488号様式 別に指示する様式	提出先 保健福祉部 福祉局高齢者保健福祉課		
(4) 介護事業所内保育所運営支援事業	設置主体が民間、公的施設及び市町村(一部事務組合を含む)である、道内の介護サービス施設・事業所内保育所で、保育料として1人当たり月額10,000円以上徴収している施設	保育士等職員の配置に必要な経費(人件費、委託料(人件費))	3分の2以内 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)	保福第1の2号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 保福第416号様式 保福第417号様式 保福第418号様式 保福第456号様式 保福第418号様式 保福第456号様式 別に指示する様式	保福第1の2号様式 保福第1の31号様式 保福第416号様式 保福第417号様式 保福第418号様式 保福第456号様式 保福第457号様式 別に指示する様式	提出先 保健福祉部 福祉局高齢者保健福祉課		

(5) 介護助手普及促進事業	介護サービス事業所、介護サービス事業所で構成される団体及び市町村、その他知事が認める団体	当該事業に必要な経費（報酬、給料、職員手当、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費（会食に係る経費を除く。）、印刷製本費、修繕費）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、負担金）	10分の10以内 （寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）	保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 保福第473号様式 別に指示する様式	保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保福第473号様式 別に指示する様式	提出先 保健福祉部 福祉局高齢者保健福祉課		
(6) 外国人留学生生活支援事業	道内で介護サービス事業所等を運営する法人（法人本部が道外の場合であっても、施設等が道内にある場合は対象とする）	道内の介護福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設への入学を前提とした日本語学校に在籍している留学生の奨学金等に要した経費	3分の1以内 （寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）	保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 保福第477号様式 別に指示する様式	保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保福第477号様式 別に指示する様式	提出先 保健福祉部 福祉局高齢者保健福祉課		
(7) 外国人介護福祉候補者受入施設学習支援事業	道内の受入施設の法人（法人本部が道外の場合であっても、受入施設が道内にある場合は対象とする）	経済連携協定又は交換公文に基づき入国する外国人介護福祉候補者の受入施設が行う当該事業の実施に必要な経費 1 外国人介護福祉候補者の日本語学習（日本語講師の派遣、日本語学校への通学等）、介護分野の専門知識の学習（民間業者が実施する模擬試験や介護技術講習会への参加等）	10分の10以内 （寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）	保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式	保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式	提出先 保健福祉部 福祉局高齢者保健福祉課		

		<p>及び学習環境の整備に要する経費 報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、教材費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、使用料及び賃借料、委託料、補助金（入学金及び受講料に限る。）、備品購入費（単価30万以上の備品を除く。）</p> <p>2 外国人介護福祉士候補者の喀痰吸引等研修の受講に要する経費 旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、教材費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、補助金（入学金及び受講料に限る。）</p> <p>3 外国人介護福祉士候補者の研修を担当する者の活動に要する経費 諸手当（受入施設の研修担当者に係るものに限る。）</p>	入金の控除等を行う。）					
<p>8 介護サービス提供基盤等整備事業費交付金 地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進することを目的として、予算の範囲内で補助する。</p>	市町村			<p>保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第277号様式 保福第279号様式 別に指示する様式</p>	<p>保福第1の31号様式 保福第278号様式 保福第279号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 福祉局高齢者保健福祉課</p>		<p>書類は、総合振興局又は振興局の保健環境部保健行政室、社会福祉課、又は地域保健室を経由すること（札幌市、旭川市及び函館市の場合を除く。）。</p>
(1) 地域密着型サービス等整備等助成事業			<p>定額 (寄附金その他の収入金が</p>					

			あるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）					
<p>① 地域密着型サービス等整備等助成事業</p> <p>② 介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業</p> <p>③ 災害レッドゾーンに所在する老朽化した広域型介護施設の移転改築整備事業</p> <p>④ 災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備事業</p>		<p>1 地域密着型特別養護老人ホーム等の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p> <p>※ なお、次に掲げる経費については、補助対象としないものとする。</p> <p>(1) 土地の買収又は整地に要する費用</p> <p>(2) 職員の宿舍、車庫又は倉庫の建設に要する費用</p> <p>(3) その他施設等整備事業として適当とは認められない費用</p> <p>2 上記1の経費を対象として、事業者に対して交付する補助金</p>						
(2) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業			<p>定額</p> <p>（寄附金その</p>					

			他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）					
① 介護施設等の施設開設準備経費支援事業		<p>1 特別養護老人ホーム等の円滑な開所や既存施設の増床、改築、増改築、また、介護療養型医療施設から介護老人保健施設等への転換（介護療養型老人保健施設から介護医療院への転換を含む。）の際に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費</p> <p>※ なお、次に掲げる経費については、補助対象としないものとする。</p> <p>(1) 平成26年度以前から開始している施設整備事業に伴う事業に要する費用</p> <p>(2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）に定める地方公務員の給与に要する費用</p> <p>2 上記1の経費を対象として、事業者に対して交付する補助金</p>						
② 介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入支援		<p>1 介護ロボット・ICTの導入に必要な次の掲げる経費</p> <p>(1) 介護ロボットの購入、リース契約に係る経費（介護ロボットの設置工事費、整備費、通信費は含まず、当該年度中に係る経費に限る。）</p>						

- (2) Wi-Fi環境を整備するために必要な経費（配線工事(Wi-Fi環境整備のために必要な有線LANの設備工事も含む。)、モデム・ルーター、アクセスポイント、システム管理サーバー、ネットワーク構築）（通信費は含まず、当該年度中に係る経費に限る。）
- (3) 職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなど効果・効率的なコミュニケーションを図るためのインカム購入費（デジタル簡易無線登録型等のWi-Fi非対応型のインカムを含む。）（通信費は含まず、当該年度中に係る経費に限る。）
- (4) 介護ロボットを用いて得られる情報を介護記録にシステム連動させるために必要な経費（介護ロボット機器を用いて得られる情報とシステム連動可能な介護記録ソフトウェア（既存の介護記録ソフトウェアの改修経費も含む。）、バイタル測定可能なウェアラブル端末、介護ロボットを用いて得られる情報とソフトウェア間を接続するためのゲートウェイ装置等（通信費は含まず、当該年度中に係る経費に限る。））
- (5) タブレット端末・スマートフォン等ハードウェア、ソフトウェア（標準仕様やLIFE対応のための改修経費、バックオフィス業務ソフトを含む。ただし、開発の際の開発基盤のみは対象外。）、ネットワーク機器の購入・設置、クラウドサービス、保守・サポート費、導入設定、導入研修、セキュリティ対策に係る経費、ICT導入に関する他事業所からの照

		<p>会等に応じた場合の経費、介護ソフトの利用料やリース料（通信費は含まず、当該年度中に係る経費に限る。また、過年度に導入した機器・介護ソフト等のランニングコストは対象外）</p> <p>2 上記1の経費を対象として、事業者に対して交付する補助金</p>						
③ 介護予防・健康づくりを行う介護予防拠点における防災意識啓発の取組支援事業		<p>1 介護予防拠点において参加者の防災に際する意識の共有を図るために必要な需用費（印刷製本費、修繕費）備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む）、報酬、旅費、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）又は委託料</p> <p>2 上記1の経費を対象として、事業者に対して交付する補助金</p>						
(3) 定期借地権設定のための一時金の支援事業		<p>1 定期借地権設定に際して授受される一時金であって、借地代の前払いの性格を有するもの（当該一時金の授受により、定期借地権設定期間中の全期間又は一部の期間の地代の引き下げが行われていると認められるもの）。</p> <p>※ なお、次に掲げる経費については、補助対象としないものとする。</p> <p>(1) 保証金として授受される一時金に要する費用</p> <p>(2) 定期借地権の設定期間が50年未満の契約に基づき授受される一時金に要する費用</p> <p>(3) 定期借地権契約の当事者が利益相反関係と見なされる場合の一時金に要する費用</p> <p>2 上記1の経費を対象として、事業</p>	<p>2分の1</p> <p>（寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）</p>					

		者に対して交付する補助金						
(4) 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業			定額 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)					
① 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修支援事業 ② 既存の特別養護老人ホームにおける多床室のプライバシー保護のための改修支援事業 ③ 介護療養型医療施設等転換整備支援事業		1 特別養護老人ホーム等のユニット化等の改修（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。 ※ なお、次に掲げる経費については、補助対象としないものとする。 (1) 土地の買収又は整地に要する費用 (2) 職員の宿舎、車庫又は倉庫の建設に要する費用 (3) その他施設等整備事業として適当						

		とは認められない費用 2 上記1の経費を対象として、事業者に対して交付する補助金						
④ 介護施設等における看取り環境整備推進事業 ⑤ 共生型サービス事業所の整備推進事業		1 特別養護老人ホーム等の看取り環境又は共生型サービス事業所の整備のための改修に必要な経費については同上。設備については、需用費（修繕費）、使用料及び賃借料又は備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む）。 ※ なお、次に掲げる経費については、補助対象としないものとする。 (1) 土地の買収又は整地に要する費用 (2) 職員の宿舎、車庫又は倉庫の建設に要する費用 (3) その他施設等整備事業として適当とは認められない費用 2 上記1の経費を対象として、事業者に交付する補助金。						
(5) 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業			定額 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)					
① 簡易陰圧装置設置経費支援		1 簡易陰圧装置を設置するために必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用で						

		<p>あつて、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）</p> <p>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p> <p>2 上記1の経費を対象として、事業者に対して交付する補助金</p>						
② 介護施設等における感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る経費支援事業		<p>1 感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であつて、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）</p> <p>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p> <p>2 上記1の経費を対象として、事業者に対して交付する補助金</p>						
③ 介護施設等における多床室の個室化に要する改修費支援事業		<p>1 介護施設等における多床室の個室化に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であつて、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷</p>						

			<p>製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)</p> <p>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p> <p>2 上記1の経費を対象として、事業者に対して交付する補助金。</p>					
(6) 介護職員の宿舎施設整備事業			<p>1 特別養護老人ホーム等の職員の宿舎の整備（宿舎の整備と一体的に整備されるものであって、都道府県知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)</p> <p>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p> <p>※ なお、次に掲げる経費については、補助対象としないものとする。</p> <p>(1) 土地の買収又は整地に要する費用 (2) 設備整備に係る経費</p> <p>2 上記1の経費を対象として、事業者に対して交付する補助金</p>	<p>3分の1</p> <p>（寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）</p>				

<p>8 介護サービス提供基盤等整備事業費補助金</p> <p>地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進することを目的として、予算の範囲内で補助する。</p>				<p>保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第277号様式 保福第279号様式 別に指示する様式</p>	<p>保福第1の31号様式 保福第278号様式 保福第279号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局の保健環境部保健行政室又は社会福祉課又は地域保健室</p>	<p>総合振興局長 又は振興局長</p>	
<p>(1) 地域密着型サービス等整備等助成事業</p>			<p>定額</p> <p>(寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)</p>					
<p>① 介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業</p>	<p>次の施設等の大規模修繕・耐震化整備を行う者又は行う予定の者</p> <p>1 特別養護老人ホーム(定員30人以上)</p> <p>2 介護老人保健施設(定員30人以上)</p> <p>3 介護医療院(定員30人以上)</p> <p>4 養護老人ホーム(定員30人以</p>	<p>特別養護老人ホーム等の整備(施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められ</p>						

	<p>上)</p> <p>5 軽費老人ホーム(定員30人以上)</p>	<p>る購入費等を含む。</p> <p>※ なお、次に掲げる経費については補助対象としないものとする。</p> <p>(1) 土地の買収又は整地に要する費用</p> <p>(2) 職員の宿舍、車庫又は倉庫の建設に要する費用</p>					
<p>② 災害レッドゾーンに所在する老朽化した広域型介護施設の移転改築整備事業</p>	<p>次の施設等の移転改築整備を行う者又は行う予定の者</p> <p>1 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室(定員30人以上)</p> <p>2 介護老人保健施設(定員30人以上)</p> <p>3 介護医療院(定員30人以上)</p> <p>4 養護老人ホーム(定員30人以上)</p> <p>5 ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの。定員30人以上)</p> <p>6 介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの。定員30人以上)</p>	<p>(3) その他施設等整備事業として適当とは認められない費用</p>					

<p>③ 災害イエローゾー ンに所在する老朽化 等した広域型介護施 設等の改築整備事業</p>	<p>次の施設等の改 築整備を行う者又 は行う予定の者</p> <p>1 特別養護老人 ホーム及び併設 されるショート ステイ用居室 (定員30人以上)</p> <p>2 介護老人保健 施設 (定員30人 以上)</p> <p>3 介護医療院 (定員30人以上)</p> <p>4 養護老人ホー ム (定員30人以 上)</p> <p>5 ケアハウス (特定施設入居者 生活介護の指定 を受けるもの。 定員30人以上)</p> <p>6 介護付きホー ム (有料老人ホ ーム又はサービ ス付き高齢者住 宅であって、特 定施設入居者生 活介護の指定を 受けるもの。定 員30人以上)</p>							
<p>(2) 介護施設等の施設開 設準備経費等支援事業</p>			<p>定額</p> <p>(寄附金その 他の収入金 あるときは、</p>					

			補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）					
① 介護施設等の施設開設準備経費支援事業	<p>次の施設等の設置又は設置予定者及び介護療養型医療施設を介護老人保健施設等へ転換する者、又は転換する予定の者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室（定員30人以上） 2 介護老人保健施設（定員30人以上） 3 介護医療院（定員30人以上） 4 ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの。定員30人以上） 5 養護老人ホーム（定員30人以上） 6 介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であつ 	<p>特別養護老人ホーム等の円滑な開所や既存施設の増床、改築（床）、改築、増改築若しくは、介護療養型医療施設から介護老人保健施設等への転換（介護療養型老人保健施設から介護医療院への転換を含む。）の際に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費</p> <p>※ なお、次に掲げる経費については、補助対象としないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 平成26年度以前から開始している施設整備事業に伴う事業に要する費用 (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）に定める地方公務員の給与に要する費用 						

	<p>て、特定施設入居者介護の指定を受けるもの。定員30人以上)</p> <p>7 訪問看護ステーション（大規模化やサテライト事業所の設置。定員30人以上)</p>						
<p>② 介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入支援</p>	<p>次の施設等で、大規模修繕の際にあわせて介護ロボット・ICTの導入を行う者又は行う予定の者</p> <p>1 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室（定員30人以上）</p> <p>2 介護老人保健施設（定員30人以上）</p> <p>3 介護医療院（定員30人以上）</p> <p>4 ケアハウス（特定施設入居者介護の指定を受けるもの。定員30人以上）</p> <p>5 養護老人ホーム（定員30人以上）</p> <p>6 介護付きホーム（有料老人ホ</p>	<p>介護ロボット・ICTの導入に必要な次に掲げる経費</p> <p>1 介護ロボットの購入、リース契約に係る経費（介護ロボットの設置工事費、整備費、通信費は含まず、当該年度中に係る経費に限る。）</p> <p>2 Wi-Fi環境を整備するために必要な経費（配線工事(Wi-Fi環境整備のために必要な有線LANの設備工事も含む。）、モデム・ルーター、アクセスポイント、システム管理サーバー、ネットワーク構築）（通信費は含まず、当該年度中に係る経費に限る。）</p> <p>3 職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなど効果・効率的なコミュニケーションを図るためのインカム購入費（デジタル簡易無線登録型等のWi-Fi非対応型のインカムを含む。）（通信費は含まず、当該年度中に係る経費に限る。）</p> <p>4 介護ロボットを用いて得られる情報を介護記録にシステム連動させるために必要な経費（介護ロボット機器を用いて得られる情報とシステム連動可能な介護記録ソフトウェア</p>					

	ーム又はサービ ス付き高齢者向 け住宅であつ て、特定施設入 居者介護の指定 を受けるもの。 定員30人以上)	(既存の介護記録ソフトウェアの改 修経費も含む。)、バイタル測定可 能なウェアラブル端末、介護ロボッ トを用いて得られる情報とソフトウ ェア間を接続するためのゲートウェ イ装置等 (通信費は含まず、当該年 度中に係る経費に限る。)) 5 タブレット端末・スマートフォン 等ハードウェア、ソフトウェア (標 準仕様やLIFE対応のための改修経 費、バックオフィス業務ソフトを含 む。ただし、開発の際の開発基盤の みは対象外。)、ネットワーク機器 の購入・設置、クラウドサービス、 保守・サポート費、導入設定、導入 研修、セキュリティ対策に係る経費、 ICT導入に関する他事業所からの照 会等に応じた場合の経費、介護ソフト の利用料やリース料 (通信費は含 まず、当該年度中に係る経費に限る。 また、過年度に導入した機器・介 護ソフト等のランニングコストは対 象外)						
(3) 定期借地権設定のた めの一時金の支援事業	次の施設等の設 置予定者 1 特別養護老人 ホーム及び併設 されるショート ステイ用居室 (定員30人以上) 2 介護老人保健 施設 (定員30人 以上) 3 介護医療院 (定員30人以上) 4 ケアハウス	定期借地権設定に際して授受される 一時金であって、借地代の前払いの性 格を有するもの (当該一時金の授受に より、定期借地権設定期間中の全期間 又は一部の期間の地代の引き下げが行 われていると認められるもの)。 ※ なお、次に掲げる経費については、 補助対象としないものとする。 (1) 保証金として授受される一時金に 要する費用 (2) 定期借地権の設定期間が50年未満 の契約に基づき授受される一時金に 要する費用	2分の1 (寄附金その 他の収入金が あるときは、 補助金等の額 の算定に当た り、当該寄附 金その他の収 入金の控除等 を行う。)					

	<p>(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの。定員30人以上)</p> <p>5 養護老人ホーム（定員30人以上）</p> <p>6 介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者介護の指定を受けるもの。定員30人以上）</p>	<p>(3) 定期借地権契約の当事者が利益相反関係と見なされる場合の一時金に要する費用</p> <p>2 上記1の経費を対象として、事業者に対して交付する補助金</p>						
(4) 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業			<p>定額</p> <p>（寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）</p>					
① 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修支援事業	① 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修を行う者又は行う予定の者	特別養護老人ホーム等のユニット化等の改修（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をい						
② 既存の特別養護老人ホームにおける多	② 特別養護老人ホームのプライ							

床室のプライバシー保護のための改修支援事業	バシー保護のための改修を行う者又は行う予定の者	い、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)。ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。						
③ 介護療養型医療施設等転換整備支援事業	③ 介護療養型医療施設を老人保健施設等に転換（介護療養型老人保健施設から介護医療院への転換を含む。）する整備事業を行う者又は行う予定の者	<p>※ なお、次に掲げるに経費については補助対象としないものとする。</p> <p>(1) 土地の買収又は整地に要する費用</p> <p>(2) 職員の宿舎、車庫又は倉庫の建設に要する費用</p> <p>(3) その他施設等整備事業として適当とは認められない費用</p>						
④ 介護施設等における看取り環境整備推進事業	<p>次の施設等で、看取り環境の整備を行う者又は行う予定の者</p> <p>1 特別養護老人ホーム（定員30人以上）</p> <p>2 介護老人保健施設（定員30人以上）</p> <p>3 介護医療院（定員30人以上）</p> <p>4 養護老人ホーム（定員30人以上）</p> <p>5 軽費老人ホーム（定員30人以上）</p> <p>6 介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービ</p>	<p>特別養護老人ホーム等の看取り環境又は共生型サービス事業所の整備のための改修に必要な経費については同上。設備については、需用費（修繕費）、使用料及び賃借料又は備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）。</p> <p>※ なお、次に掲げるに経費については補助対象としないものとする。</p> <p>(1) 土地の買収又は整地に要する費用</p> <p>(2) 職員の宿舎、車庫又は倉庫の建設に要する費用</p> <p>(3) その他施設等整備事業として適当とは認められない費用</p>						

	ス付き高齢者向け住宅であつて、特定施設入居者介護の指定を受けるもの。 定員30人以上)							
⑤ 共生型サービス事業所の整備推進事業	次の施設等で、共生型サービス事業所の整備を行う者又は行う予定の者。 1 通所介護事業所（定員30人以上） 2 短期入所生活介護事業所、介護予防短期入所生活介護事業所（定員30人以上）							
(5) 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業			定額 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)					
① 簡易陰圧装置設置経費支援	次の施設等で、簡易陰圧装置の設置を行う者又は行う予定の者。	簡易陰圧装置を設置するために必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であつて、旅						

	<p>1 特別養護老人ホーム（定員30人以上）</p> <p>2 介護老人保健施設（定員30人以上）</p> <p>3 介護医療院、介護療養型医療施設（定員30人以上）</p> <p>4 養護老人ホーム（定員30人以上）</p> <p>5 軽費老人ホーム（定員30人以上）</p> <p>6 有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅（定員29名以下の特定施設入居者生活介護の指定を受けるものを除く）</p> <p>7 短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所（介護サービス提供基盤等整備事業費交付金で「介護施設等における簡易陰圧装置設置経費支援事業」の対象となる事業所を除く）</p>	<p>費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>						
--	--	--	--	--	--	--	--	--

<p>② 介護施設等における感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る経費支援事業</p>	<p>次の施設等で、介護施設等における感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備を行う者又は行う予定の者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 特別養護老人ホーム（定員30人以上） 2 介護老人保健施設（定員30人以上） 3 介護医療院、介護療養型医療施設（定員30人以上） 4 養護老人ホーム（定員30人以上） 5 軽費老人ホーム（定員30人以上） 6 有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅（定員29人以下の特定施設入居者介護の指定を受ける施設を除く） 7 短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所（介護サービス提供基盤等整備事業費交 	<p>感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施行のために直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計管理料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象となる費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>
--	---	---

	<p>付金で「介護施設等における感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る経費支援事業」の対象となる事業所を除く)</p>						
<p>③ 介護施設等における多床室の個室化に要する改修費支援事業</p>	<p>次の施設等で、介護施設等における多床室の個室化改修を行う者又は行う予定者。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 特別養護老人ホーム（定員30人以上） 2 介護老人保健施設（定員30人以上） 3 介護医療院、介護療養型医療施設（定員30人以上） 4 養護老人ホーム（定員30人以上） 5 軽費老人ホーム（定員30人以上） 6 有料老人ホーム（定員29人以下の特定施設入居者生活介護の指定を受けるものを除く） 	<p>介護施設等における多床室の個室化に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>					

		7 短期入所生活介護事業所（介護サービス提供基盤等整備事業費交付金で「介護施設等における多床室の個室化に要する改修費支援事業」の対象となる事業所を除く）							
(6) 介護職員の宿舍施設整備事業	次の施設等で、介護職員の宿舍施設の整備を行う者又は行う予定の者 1 特別養護老人ホーム（定員30人以上） 2 介護老人保健施設（定員30人以上） 3 介護医療院（定員30人以上） 4 ケアハウス（定員30人以上） 5 介護付きホーム（定員30人以上）	特別養護老人ホーム等の職員の宿舍の整備（宿舍の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認められた整備を含む。）に必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	3分の1 （寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）						
9 北海道医療給付事業補助金 重度心身障がい者、ひとり親家庭等の母又は父及び児童、乳幼児等の健康の保持と福祉の増進を図るため、予算の範囲内	市町村又は広域連合	北海道医療給付事業に必要な経費のうち、次に掲げるもの (1) 医療費 ア 重度心身障がい者（精神障がい者については入院に係るものを除く。）に係る医療費から別に定める受給者負担額、食事療養標準負	2分の1以内 （夕張市については、10分の10） （寄附金その他の収入金が	保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第57号様式	保福第1の31号様式 保福第58号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局の保健環境部保健行政	総合振興局長 又は振興局長		

<p>において補助する。</p>		<p>担額、生活療養標準負担額及び附加給付の額を控除した額に、別に定める年間の高額療養費に相当する額を加えた額</p> <p>イ ひとり親家庭等の母又は父及び児童に係る医療費（母及び父については、入院及び指定訪問看護に係るものに限る。）から別に定める受給者負担額、食事療養標準負担額、生活療養標準負担額及び附加給付の額を控除した額に、別に定める年間の高額療養費に相当する額を加えた額</p> <p>ウ 乳幼児等に係る医療費（満6歳に達する日（誕生日の前日）後の最初の4月1日から満12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者については、入院及び指定訪問看護に係るものに限る。）から別に定める受給者負担額、食事療養標準負担額及び附加給付の額を控除した額に、別に定める年間の高額療養費に相当する額を加えた額</p> <p>(2) 事務費（報酬、職員手当等、共済費、旅費、需用費（消耗品費及び印刷製本費に限る。）、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費並びに負担金に限る。）</p> <p>(3) 調査（審査）支払手数料（役務費（手数料に限る。）及び委託料に限る。）</p> <p>(4) 請求事務取扱手数料（役務費（手数料に限る）及び委託料に限る。）</p>	<p>あるときは、補助金の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）</p>		<p>室又は地域保健室</p>	
<p>10 北海道不育症治療費助</p>	<p>2回以上の流</p>	<p>1回の不育症に係る検査及び治療に</p>	<p>定額</p>	<p>保福第455号様式</p>	<p>提出部数 1部</p>	<p>総合振興局長 実績報告は</p>

<p>成事業</p> <p>不育症に係る検査及び治療を受けた道民の経済的負担の軽減を図ることを目的として、予算の範囲内で交付する。</p>	<p>産、死産、あるいは早期新生児死亡の既往がある者で、北海道不育症治療費助成事業実施要綱に定める要件を満たす者（札幌市、旭川市及び函館市に住所を有する者を除く。）</p>	<p>要した経費</p>	<p>(10万円を限度額として補助する。)</p>	<p>別に指示する様式</p>	<p>提出期限</p> <p>提出先</p>	<p>別に指示する日</p> <p>総合振興局 又は振興局の保健環境部保健行政室又は地域保健室</p>	<p>又は振興局長</p> <p>要しない。</p>
---	--	--------------	---------------------------	-----------------	------------------------	---	----------------------------